

①

大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等に伴い取得した宅地の圧縮額等の損金算入に関する明細書

事業年度	:	:	法人名					
造成事業施行者の名称	1		の取得価額が譲渡に係る対価の額を超える場合は譲り受けた宅地	交換取得資産等の帳簿価額を減額し、若しくは引当金又は積立金に経理した金額	23	円		
	交換譲渡資産等の明細	2		特別勘定に経理した金額	取得資産等の価額(14)	24		
		3	昭平		圧縮限度額の計算	譲渡直前の帳簿価額(10)	25	
		4				譲渡資産等とともに支出した交換差金の額	26	
		5	平方メートル			譲渡資産の対価の額(7)	27	
		6	平			$(25) + (26) \text{又は} (24) - (27)$	28	
		7				圧縮限度額(24)-(28)	29	
		8			圧縮限度超過額(23)-(29)	30		
		9			取得認定期間	31	昭平	
		10			特別勘定に経理した金額	32	円	
		交換取得資産等の明細	11			特別勘定に経理した金額	譲り受ける宅地の価額の見積額	33
	12		平方メートル	譲渡直前の帳簿価額(10)	34			
	13		平	譲渡資産の対価の額(7)	35			
	14		円	譲渡に係る対価の額と譲り受ける宅地の価額の見積額が等しいとき(34)	36			
	15			譲渡に係る対価の額が譲り受ける宅地の価額の見積額を超えるとき(34)×(33)/(35)	37			
	16			譲り受ける宅地の価額の見積額が譲渡に係る対価の額を超えるとき(34)+(33)-(35)	38			
	17			繰入限度額(33)-(36)、(37)又は(38)	39			
	18			繰入限度超過額(32)-(39)	40			
	19			翌期繰越額の計算	当初特別勘定に経理した金額(32)-(40)		41	
	20				同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額		42	
	21				当期中に益金の額に算入すべき金額		43	
	22				期末特別勘定残額(41)-(42)-(43)		44	

別表十三(七)

平十四・四・一以後終了事業年度分

## 別表十三（七）の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が措置法第65条の11《大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の課税の特例》又は第65条の12《大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この場合には、措置法規則第22条の9《大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の課税の特例に係る添付書類》に定めるところにより、所定の証明書の添付が必要とされますので、御注意ください。

また、譲受けを約した宅地を取得認定期間内に取得をする見込みであるため特別勘定を設けたとき等は、当期及びその特別勘定の残額がないこととなるまでの各事業年度において「特別勘定に経理した場合」の各欄その他所要の欄の記載をする必要があります。
- 2 この明細書は、交換をし、又はその譲受けを約して譲渡した交換譲渡資産等の種類ごとに用紙を改めて記載します。
- 3 「対価の額7」には、宅地を譲り受けることを約して譲渡した交換譲渡資産等の譲渡の対価の額又は交換譲渡資産等の交換による譲渡の日におけるその資産の時価の額を記載します。
- 4 「圧縮限度額の計算」の「取得資産等の価額に対応する帳簿価額<sup>(16)</sup>× $\left(\frac{(17)}{(17)+(18)}\text{又は}\frac{(17)}{(19)}\right)$ 20」は、①交換により宅地のみを取得した場合（いわゆる等価交換の場合）及び②交換により宅地と交換差金を取得した場合には「又は $\frac{(17)}{(19)}$ 」を消し、③譲渡に係る対価の額が譲り受けた宅地の取得価額と等しい場合及び④譲渡に係る対価の額が譲り受けた宅地の取得価額を超える場合には「 $\frac{(17)}{(17)+(18)}$ 又は」を消します。
- 5 「圧縮限度額の計算」の「譲渡資産等の帳簿価額」の「 $(25)+(26)$ 又は $(24)-(27)$ 」28」は、交換とともに交換差金を支出した場合には「又は $(24)-(27)$ 」を消し、譲り受けた宅地の取得価額が譲渡に係る対価の額を超える場合には「 $(26)$ 又は」を消します。
- 6 「特別勘定に経理した金額<sup>32</sup>」には、措置法第65条の12第3項の規定の適用を受ける場合には、同項に規定する期中特別勘定の金額を記載します。
- 7 「翌期繰越額の計算」の「同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額<sup>42</sup>」及び「当期中に益金の額に算入すべき金額<sup>43</sup>」には、措置法第65条の12第10項及び第11項の規定により特別勘定を取り崩して益金の額に算入した金額を記載します。